

令和7年1月20日

報道機関各位

環境エネルギー部環境政策課

青森県公害審査会の開催について

このことについて、下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

- 1 日時 令和7年1月23日（木）午後2時30分から
- 2 場所 県庁東棟5階538会議室
- 3 次第
 - （1）辞令交付
 - （2）開会
 - （3）挨拶
 - （4）会長選任
 - （5）会長職務代理者指名
 - （6）公害紛争処理制度の概要説明
 - （7）その他
 - （8）閉会

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当課 担当者	環境政策課 総務企画グループ GM 上明戸健一
電話番号	直通：017-734-9241 内線：6412
報道監	環境エネルギー部 次長 山舘 清章

青森県公害審査会について

1 青森県公害審査会の概要

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、公害紛争処理法に基づく公害紛争処理制度が設けられており、公害紛争を処理する機関として設置

- (1) 設置根拠 公害紛争処理法第13条、青森県附属機関に関する条例第2条
- (2) 所掌事務 公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと等
- (3) 定数 9人以上15人以内（現12人）
- (4) 任命 人格が高潔で識見の高い者のうちから知事が議会（令和6年11月第320回定例会）の同意を得て任命
- (5) 任期 3年(再任可)(新委員任期 令和7年1月4日～令和10年1月3日)
- (6) 委員の構成 法律、公衆衛生、産業技術、その他の分野から学識経験のある者
- (7) 事件への対応 事件ごとに、あっせんの場合は委員の指名にて、また、調停及び仲裁の場合は委員会を設置して手続を開始
なお、会長が指名した3人（あっせんは3人以内）で構成する。

2 委員構成

当該審査会の委員任命に当たっては、国の通達「公害紛争処理法の施行について」を参考に、次の分野における専門知識や経験を有する者から選考

- (1) 法律
- (2) 公衆衛生
- (3) 産業技術
- (4) その他

■参考（公害紛争処理手続の種類）

種類	内容
あっせん	公害紛争処理機関が当事者間の自主的解決を援助、促進する目的でその間に入って仲介し、紛争の解決を図る手続で、職権で行うこともある。
調停	公害紛争処理機関が当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続
仲裁	紛争解決を公害紛争処理機関に委ね、その判断に従うことを合意し、その判断によって紛争の解決を図る手続